

～月見ヶ丘海浜公園ドッグラン利用規約～

月見ヶ丘海浜公園のドッグランは、利用者の自主的な管理を目指しています。

多くの皆様が快適かつ安全に楽しんでいただくために下記の利用規約を遵守していただきます。利用規約に反する方や犬に対しましてはご利用をお断りする場合がございますので、ご利用前に下記の利用規約を十分ご確認の上、ご利用ください。

利用条件

1. 月見ヶ丘海浜公園ドッグランは、利用登録制です。
利用登録をしていない方、犬はご利用（入場）できません。
利用者は事前に利用登録申請を行ってください。
2. 利用の際は、公園内ビジターセンターの管理事務所においてドッグラン受付申請書に記入してください。
3. 「登録証」を指定ホルダーに入れ、首から下げ、他の利用者から見えるようにしてください。
4. 体重別エリアとなっています。
「小型犬エリア（10kg未満）」「中・大型犬エリア（10kg以上）」の適合エリア内の入場をお願いします。適合外エリアでのご利用は、トラブルの原因となるため、固くお断りします。また、「共有エリア」については、リードつきで愛犬と遊べるエリアとなっており、飲み水は可能です。
5. 利用登録申請者は、18歳以上で、利用できるのは登録者本人か18歳以上の家族（2親等以内の親族）です。
6. 混乱や事故を避けるため愛犬のドッグランへの入場は利用者お一人につき2頭までとします。ただし、リードを外すことができる犬は1頭とし、残りの犬はリードをつけたままの入場とします。
7. 利用する犬は、狂犬病予防法で定められた登録、過去1年以内に狂犬病予防接種及び三種以上の混合ワクチン接種が済んでいる犬に限ります。

利用方法

1. 利用登録について
 - (1) 登録前に 愛犬の年齢、体重、性別、犬種をお調べください。
 - (2) 登録申請の受付は、公園内ビジターセンターの管理事務所で行います。
 - (3) 受付時間は、午前10時から午後4時です。
休日：ビジターセンターは10月から3月の間 毎週月曜（祝日の場合は翌日）
年末年始（12月29日から1月3日）
 - (4) 登録の際には、次の書類をお持ちください。
 - ◆犬の鑑札：現物 プレート（金属製）※写真・コピーは不可
 - ◆狂犬病予防注射済票（登録申請日から過去1年以内のもの）
※市町村が発行するもの。獣医師が発行する書類では利用登録はできません。
 - ◆三種以上の混合ワクチン予防接種証明書（登録申請日から過去1年以内のもの）
 - ◆登録する犬の全体写真（カラーL判程度）

◆登録する犬の顔の写真（カラーL判程度）

◆登録証に貼付する犬の写真（カラー）

写真サイズ 縦 4.0 cm×横 3.0 cm 顔・姿が鮮明なもの

◆登録申請者の身分を証明するもの

※運転免許証、在留カード、障害者手帳、住民基本台帳カード、学生証
（顔写真付き、生年月日、氏名、住所記載ありのもの）

◆印鑑

※申請書及び誓約書に捺印してもらいます。

※狂犬病予防法（第二章第四条及び第二章第五条）により義務付けられている、犬鑑札と
狂犬病予防注射済票があることを確認するための手続きです。

※獣医師の発行する「狂犬病予防注射証」や「輸入検疫証明書」をお持ちの方は、
市町村に申請し「狂犬病予防注射済票」の交付を受けた後、利用者登録手続きを行って
ください。

※獣医師の発行する「狂犬病予防注射猶予証明」をお持ちの方は、市町村に申請し、狂犬
病予防注射猶予証明を確認した証明（押印等）書類をお持ちください。

※鑑札、市町村が発行する狂犬病予防注射済票を紛失された場合は、再交付を
受けてください。

※「犬鑑札」と「予防注射済票」を必ず犬につけてください。

※提出された書類は返却できませんのでご注意ください。

※犬の鑑札、市町村が発行する狂犬病予防注射済票、三種以上の混合ワクチン
予防接種証明書は、コピーさせていただきます。

※登録者本人が登録した犬を連れて来られない事情があり代理の方が利用する可能性の
ある場合は、別添書類にすべての方の名前、年齢、続柄等の記載をお願いします。なお、
代理利用可能対象者は、18歳以上の家族（2親等以内の親族）とします。また、表に
記載のない方においては、利用当日、身分を証明するもの（運転免許証、在留カード、
障害者手帳、住民基本台帳カード、学生証【顔写真付き、生年月日、氏名、住所記載あ
りのもの】）と申請書及び誓約書に署名捺印が必要になります。

（5）登録料金

1頭目 ¥3,000（税別） 2頭目以降1頭につき ¥2,000（税別）

※2頭目以降の登録の際は、1頭目登録時と同様の書類等をお持ちください。

（6）その他

- ・愛犬1頭につき1登録となります。
- ・利用については、登録手続き完了日の翌日から可能となります。即日発行はできません。
- ・愛犬の利用エリアの区分については、一般社団法人ジャパンケネルクラブの犬種データな
どを参照し判断するものとし、ミックス犬などは実体重なども考慮して判断するものとし
ます。（場合によって途中で区分が変更となります。）
- ・手続き時にいただいた個人情報については、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に
管理し、ドッグランに関する目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

2. 登録更新について

当ドッグランを毎年利用するには、登録更新手続きが必要です。

利用登録証の有効期限は、登録日から1年間です。

引き続き、利用される場合は有効期限が切れる前に必ず更新手続きをお願いします。

(1) 更新申請の受付は、公園内ビジターセンターの管理事務所で行います。

(2) 受付時間は、午前10時から午後4時です。

休日：ビジターセンターは10月から3月の間 毎週月曜（祝日の場合は翌日）
年末年始（12月29日から1月3日）

(3) 更新の際には、次の書類をお持ちください。

◆犬の鑑札：現物 プレート（金属製）※写真・コピーは不可

◆狂犬病予防注射済票（登録更新申請日から過去1年以内のもの）

※市町村が発行するもの。獣医師が発行する書類では利用登録はできません。

◆三種以上の混合ワクチン予防接種証明書（登録更新申請日から過去1年以内のもの）

◆登録する犬の全体写真（カラーL判程度）

◆登録する犬の顔の写真（カラーL判程度）

◆登録証に貼付する犬の写真（カラー）

写真サイズ 縦4.0cm×横3.0cm 顔・姿が鮮明なもの

◆登録申請者の身分を証明するもの

※運転免許証、在留カード、障害者手帳、住民基本台帳カード、学生証
（顔写真付き、生年月日、氏名、住所記載ありのもの）

◆印鑑

※更新申請書に捺印してもらいます。

※狂犬病予防法（第二章第四条及び第二章第五条）により義務付けられている、
犬鑑札と狂犬病予防注射済票があることを確認するための手続きです。

※獣医師が発行する「狂犬病予防注射証」や「輸入検疫証明書」をお持ちの方は、
市町村に申請し「狂犬病予防注射済票」の交付を受けた後、利用者登録手続きを行って
ください。

※獣医師が発行する「狂犬病予防注射猶予証明」をお持ちの方は、市町村に申請し、狂犬
病予防注射猶予証明を確認した証明（押印等）書類をお持ちください。

※鑑札、市町村が発行する狂犬病予防注射済票を紛失された場合は、再交付を
受けてください。

※「犬鑑札」と「予防注射済票」を必ず犬につけてください。

※提出された書類は返却できませんのでご注意ください。

※市町村が発行する狂犬病予防注射済票、三種以上の混合ワクチン予防接種
証明書は、コピーさせていただきます。

※登録者本人が登録した犬を連れて来られない事情があり代理の方が利用する可能性の
ある場合は、別添書類にすべての方の名前、年齢、続柄等の記載をお願いします。なお、
代理利用可能対象者は、18歳以上の家族（2親等以内の親族）とします。また、表に
記載のない方においては、利用当日、身分を証明するもの（運転免許証、在留カード、
障害者手帳、住民基本台帳カード、学生証【顔写真付き、生年月日、氏名、住所記載あ
りのもの】）と申請書及び誓約書に署名捺印が必要になります。

(4) 更新料金

1 頭目 ¥ 3, 0 0 0 (税別) 2 頭目以降 1 頭につき ¥ 2, 0 0 0 (税別)

※ 2 頭目以降の更新の際は、1 頭目更新時と同様の書類等をお持ちください。

(5) その他

- ・利用については、登録手続き完了日の翌日から可能となります。即日発行はできません。

3. 利用のきまり

利用時間：午前 1 0 時から午後 4 時（最終受付：午後 3 時 3 0 分）

休 日：ビジターセンターは 1 0 月から 3 月の間 毎週月曜（祝日の場合は翌日）

年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）

ドッグラン入口扉の開閉施錠：

利用時に受付にて鍵をお渡しします。利用終了時には、受付まで返却ください。

ドッグランへ入場の際、入口扉を外側および内側より必ず施錠をしてください。

鍵を紛失した場合は、費用をご負担いただきます。

他の方への譲渡は禁止です。

利用制限：

【利用できない方】

- ・愛犬を見守れない方
- ・愛犬を制御できない方
- ・利用の規約や注意が守れない方
- ・他の犬や他の方に危害を加える方
- ・利用登録（更新）済みの愛犬を連れていない方
- ・未就学児は事故の危険性があるため、ご利用できません

【利用できない犬】

- ・利用登録（更新）をしていない愛犬
- ・他の犬や他の利用者に対して攻撃的である、威嚇するなど恐怖感を与える愛犬
- ・あまりにも怖がり過ぎる愛犬
- ・飼い主が行動を制御できない愛犬
- ・むやみに吠える、噛み癖がある、興奮している愛犬
- ・発情期間中の愛犬（発情期の前後 1 ヶ月）
- ・伝染性の皮膚疾患にかかっている愛犬
- ・ノミ、ダニなどの外部寄生虫が寄生している愛犬
- ・回虫、条虫などの内部寄生虫が寄生している愛犬
- ・生後 9 1 日未満の愛犬は登録できません。

4. 注意事項及び禁止事項

【注意事項】

- ①ドッグラン内の整備作業時等利用できない時間帯及び地震・台風・冠水などの災害に

より休園する場合は、月見ヶ丘海浜公園ホームページ等でお知らせします。

- ②登録、入退場受付の際には、公園内ビジターセンターの管理事務所に愛犬を連れて入らないでください。愛犬は、ビジターセンター前のリードフックに繋いでおくことができます。
- ③利用の際は、他の利用者に見えるように登録証を携帯して入場してください。
- ④ノーリードで利用できるエリアは、フェンスに囲まれた犬用エリア範囲内です。
伸縮リードをご使用の方は、リードを伸ばしての利用は危険ですのでご遠慮ください。
犬用エリア外は必ずリードを付けてください。
- ⑤犬用エリア内への入場できる犬は、混乱や事故をさけるため1名につき2頭までとし、犬用エリア内の利用頭数は、20頭とします。危険と感じた場合には、さらに頭数制限及び利用制限時間を設けさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- ⑥愛犬を守るため、出入口の扉は2つを同時に開放することのないよう、先の人が扉を閉めるまでは共用スペースへは入らないでください。
- ⑦入退場の際、出入口の扉および鍵は、必ず閉めてください。
- ⑧共用スペースは他の犬がいるときは入らないでください。
- ⑨共用スペースから登録証に記載された大きさ区分のエリアに入ってください。
- ⑩最初はリードをつけたまま入り、興奮やショックが和らいでからリードを外してください。
- ⑪飼い主の命令を聞かない犬、呼んでも戻ってこない犬はリードを放さないでください。
犬の排泄物（うんち）などは、トイレが詰まる原因になるため公園のトイレに流さないで、飼い主の責任で持ち帰ってください。（処理のためのビニール袋をお持ちください。）
もし、排泄物（うんち）をしたことに気づかない飼い主を見かけたら声をかけてください。
- ⑫当ドッグランには、犬用トイレが設置されています。犬のおしっこは犬用のトイレにお願いします。また、犬がおしっこなどをした場合は排泄物の臭いを残さない為にも、水をかけて流してください。（処理のための水と容器をお持ちください。）
- ⑬常に愛犬に注意し、他の利用者に迷惑がかからないようにしてください。
- ⑭マウンティングやしつこい追いかけてまわしなどの行為はすみやかにやめさせてください。
- ⑮発情期の犬、病気の犬、攻撃的・嘔み癖のある犬、恐怖感を与える犬は入場できません。

【禁止事項】

- ①登録証カードの貸与は禁止です。
- ②未就学児の入場は禁止です。
- ③お子様の甲高い声や走り回るとは犬を興奮させます。保護者の方はご配慮ください。
- ④18歳未満の方は、利用者又は18歳以上の家族と同伴で入場してください。
- ⑤子どもが場内で遊ぶ、走るなどの行為は禁止です。
- ⑥犬の運動用具（ボール、フリスビー）、おもちゃの使用は禁止です。
- ⑦人同士の遊具（キャッチボール・バドミントン・フリスビー等）の使用は禁止です。
- ⑧犬のブラッシング（毛づくろい）やシャンプー、水浴びは禁止です。
- ⑨ベビーカーや犬用カートなど事故の原因となるようなものは持ち込み禁止です。
- ⑩犬を放したまま、飼い主がエリア外へ移動することは禁止です。
- ⑪犬以外のペットは利用禁止です。また、犬を連れていない方は利用禁止です。
- ⑫エリア内での飲食や喫煙（電子タバコ含む）は禁止です。また、犬に対する餌やりも禁止です。但し、水やりは可能です。※犬用の飲み物は自分の犬以外には与えないでください。

- ⑬発火などの恐れのあるものの使用は禁止です。
- ⑭水道を出しっぱなしにしての利用や水遊びは禁止です。
- ⑮テント、パラソル、簡易のイス、レジャーシートのはり込みは禁止です。
- ⑯営利を目的とした活動や営業活動、集団で独占しての利用、特定のグループ（オフ会など）による占有、許可を受けていない雑誌・TVなどの取材・撮影、及び個人の肖像権に抵触する撮影は禁止です。
- ⑰競技（スポーツを目的とした練習）及び訓練士等の営業活動は禁止です。
また、犬のイベント等に関しては、基本許可しない。（当管理者主催のしつけ教室等の催事は例外です。）
- ⑱施設を破損した場合はご一報ください。
- ⑲フェンスには触れないようにお願いします。
- ⑳施設利用による犬・飼い主咬傷などの事故、紛争、病気感染、怪我など利用者間のトラブルは、当事者間で解決してください。施設管理者は一切責任を負いません。
- ㉑飼い主同士及び飼い犬同士紛争については、当事者同士で解決してください。
犬に咬まれた場合あるいは飼い犬が人や犬を咬んだ場合には、必ず管理事務所へ報告ください。
また、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例により、飼い犬が人を咬んだ場合、犬の飼い主は、犬を登録してある市区町村へ届けることが義務付けられています。
- ㉒施設の日常の清掃、除草、ゴミ、便や抜け毛の持ち帰りなどは利用登録の皆さんのご協力をお願いします。
- ㉓安全な施設利用のため、職員の指示に従っていただけない場合や著しくマナーが悪いと判断した場合は、利用を中止させていただくことがあります。
- ㉔緊急時には、近くの職員または、公園内ビジターセンター内にある管理事務所までご連絡ください。
- ㉕地震・台風・冠水などの災害による長期、短期に関わらず休場の場合も登録料の返金は出来かねます。
- ㉖上記事項を遵守いただけない場合は、利用登録を取り消すことがあります。
また、その他、不正行為が認められる場合においても同様の扱いとさせていただきます。
その場合、登録料は返金いたしかねますので、何卒ご了承ください。

※規約については、必要に応じて変更することがあります。

※当園のドッグランは職員が常駐しておりません。

自己責任のもと、ひとりひとりがルールとマナーを守り、仲良く譲り合って、
楽しく過ごせるようご協力をお願いいたします。